

ほうてらす

vol.20 2012.5.11

春
Spring



インタビュー

精神科医・立教大学教授

香山リカさん

個人が抱える同時多発的な問題には、
チームを組んでサポートを! ————— 2

法テラス草創の足跡③ ————— 6

震災特例法成立 ————— 8

データで見る法テラス ————— 9

法教育シンポジウム イベント報告 ————— 9

スタッフ弁護士からのメッセージ ————— 10

連載コラム ————— 11

特集

被災地出張所の取組み

出張所職員の声、相談内容 ————— 4



個人が抱える同時多発的な問題には、チームを組んでサポートを!

● 香山 「支援者も二次的な被災者である」というのが被災者ケアの常識になりつつあります。支援者自身が「私も傷つき、疲れているんだ」ということをまず自覚し、休養を取ったり支援から離れる時間をつくるなど、物理的にそこから身を離して休むことが必要です。

私は、重要な役割を担い、他の人のために頑張っている人には、莫大な報酬と休暇を与えたほうがいいと思っているんです。そうすれば、(お金目当てではないにしろ)支援活動を目指す人がもっと増えるでしょうし、支援者がケアされることで、良いサービスを継続できる。善意で頑張っている人に負荷がかかりすぎ、途中で燃え尽きてしまうことは、市民にとっても大きな損失ですよね。講演の時、「1カ月ぐらい休んで、エーゲ海とかに行ったほうがいいですよ」とお話したら、皆さん苦笑していらっやいましたけど(笑)。

現実的な問題解決に向けて できるところから始める

● 相原 3・11から1年経ちましたが、被災者の皆さんはどのような状況なのでしょう。

● 香山 皆さんが「この1年は時計が止まっていた」とおっしゃるように、とにかく1年、1周忌まではと気を張ってやってこられた。本当の意味での喪失感や疲れが出てくるのはこれからでしょう。

● 相原 そのような方々をサポートするに

被災者をサポートする 支援者へのケアがますます重要に

● 相原 宮城県における被災者支援のための出張所「法テラス東松島」の開所にあたり、香山さんには「いま、一緒に考える心のケア」と題する講演を行っていただきました。その節は、ありがとうございました。

● 香山 講演会にお集まりの皆さんは、福祉など地元で支援に携わっている方が中心でし

》 インタビュー

香山 리카さん

精神科医
立教大学教授

は？

●香山 例えば、家族をなくされた方の場合、どんな名医でも、その悲しみを一瞬で解決することはできません。その人が悲しみとゆっくり直面し、自分なりに受け入れて、立ち直っていくという、その人自身が持っている力を発揮できるような場をつくることですね。

●相原 場をつくる、というのは？

●香山 環境調整です。その方が「1日2時間でも一人になって、一人で悲しみたい」とおっしゃったら、家族に話をし、その人を家事から解放して一人になれる時間や場所をつくる。精神科医の役割としても、悲しみの中にある人に対しては、心の話を聞くよりも周辺を整える仕事のほうが多いですね。それは、心のケアじゃないかもしれないけれど、家を直すとか手続を手伝うとか、現実的に手を付けられるところからやっていくことです。



宮城県における3か所目の出張所「法テラス東松島」の開所式（2月5日）で行われた講演会の様子

心の悩みと現実的な問題がリンク 相談サービスはもっと連携を

●相原 ご専門の心の病についてお聞かせいただきたいのですが、私が日々の弁護士活動の中で実感しているのは、うつの問題が非常に増えていることです。離婚問題でも、うつ状態という診断書が提出されたりしています。

●香山 精神科医側からすると逆で、これまでは病気としてのうつ病だったんですね。ところが最近では、うつ病の背景に今おっしゃった離婚問題やDV、多重債務など、現実的な問題が関係している人が増えています。おそらく、どちらかの問題が始まると、もう片方の問題も起きてしまうのでしょう。実際、精神科を受診される人の中には、「それは心の相談ではなくて、実は法律的なトラブルなんじゃないか？」という方も少なくない。法テラスさんに関わっていただければ、その重荷の7割ぐらいは消えてしまうということも多いんですよ。

●相原 かつて精神科と言えば、ものすごく敷居が高かったのですが、今は非常に相談に行きやすくなっていますね。

●香山 いろんな問題を抱えた方が精神科に集中して来る傾向があるので、ここが一つの窓口となり、必要であれば、法テラスや消費生活センター、女性センターなどに紹介できればと思います。「包括的なケア」「ワンストップサービス」と言われる形です。

●相原 自殺対策もそうですね。精神科の先生がいてメンタルなことが分かっていたら、相

談に当たる弁護士などが相談者を傷つけてしまうことも少なくなるでしょうし、お互いうまくチームを組んで対応できればと考えます。

●香山 それこそ精神科の待合室に、法テラスさんのポスターを貼ったりするということですね。必要としている人はたくさんいますから。ただ、私が紹介すると、患者さんは一瞬「へっ？」となる（笑）。「これは国がやっているところで、決して怪しい団体ではない」と弁解しなければいけないので、もっと認知度を上げていただければ。

今後ますます必要になるサービス 法テラスからのアプローチを

●相原 その他に、法テラスへのご要望などがあれば、お聞かせください。

●香山 お金や雇用、家族の問題など、一人が多様な問題を同時に抱える傾向があります。どこかでつまずくと、同時多発的に問題を抱えてしまう社会の中で、法テラスさんが担う役割はとても大きいと思います。私もそうですが、一般の人にとって法律とは人を罰するもの、取り締まるものといったイメージが強く、法律を使って積極的に問題を解決していくんだというふうにはなかなか考えにくい。なので、被災地でやっていらつしやるように、相談を待っているのではなく、法テラスさんのほうからアプローチしていただければと思います。今後、ますます必要になるサービスですので、大いに期待しています。



香山リカ かやま・りか

1960年北海道生まれ。東京医科大学医学部卒業。学生時代より雑誌などに寄稿し、91年『リカちゃんコンプレックス』で単行本デビュー。豊富な臨床経験を生かし、現代人の心の問題を中心に多様なメディアで発言を続けている。『うつで困ったときに開く本』（朝日新聞出版）、『しがみつけない生き方―「ふつうの幸せ」を手に入れる10のルール』（幻冬舎新書）など著書多数。

【聞き手】法テラス 広報室 室長 相原佳子

●インタビューを終えて/今重要なことは、震災被災者を支援している地元の人達をサポートすることというお話が強く印象に残りました。

香

被災者と司法の敷居を低くする

被災地出張所の取組み

special feature

特集

被災地出張所とは

法テラスでは宮城県に三か所、岩手県に一か所、被災地出張所を開所しました。いずれも、沿岸部で甚大な被害を受けた所ですが、これまで法的サービスが届きにくかった地域です。

様々な法的トラブルを抱えた被災者の方が、スムーズかつ気軽に司法とつながるよう、被災地出張所では、地域に根ざした活動を続けています。

各出張所の取組み

復興への最前線では、こういったことに重点をおいて取組んでいるでしょう。現場でしか分からない状況を、各出張所の主幹がお知らせします。

●開所して良かった！(法テラス南三陸)

「復興の第一歩は法的解決から」と管内の仮設住宅や一般住宅をくまなく歩きます。「おかげ様で助けられただや」と利用した相談者が御礼に来てくれるなど、「開所して良かった！」と意を強くしています。

●巡回相談に重点を(法テラス山元)

関係市町における震災復興計画の具現化に伴

い、震災関連の相談が増加するものと予想されるので、沿岸部の仮設住宅や賃貸住宅などにお住まいの被災された方々に対する巡回相談を重点的に取組んでおります。

●高齢者などへのワンストップサービス、そして関係機関・支援者との情報共有(法テラス東松島)

被災者の中には、法律相談だけではなく、高齢者の介護やメンタルケアが必要と思われる方が多くなっています。孤立化を防止し、暮らしに対する安心・いきがいを育みながら自立促進に寄与するためにも、弁護士との法律相談と社会福祉士による生活全般や権利擁護に関する相談のワンストップサービスを行い、被災者支援のための出張所ならではの対応を実践しています。

また、東松島出張所では、5市11町1村の自治体広報誌への記事掲載依頼のほか、民生委員、行政区長、仮設住宅の自治会長及び社会福祉協議会の会議に出席し、法テラスの目的や臨時出張所開設の趣旨を説明するなどして、情報支援及び利用にお力をいただいています。今後も関係機関との継続的な連携を図ることにしています。



左より齊藤文夫主幹(大槌)、小泉仁主幹(山元)、菊田清一主幹(南三陸)、飛嶋章主幹(東松島)



東日本大震災から1年経過
東日本大震災の発生以来すでに1年が過ぎました。この間、法テラスは各地方事務所などで被災者支援を行ってきましたが、同時に被災地に出張所を開設するなどの支援強化も進めてきました。今回は、その被災地出張所の取組みについてご紹介します。

●広報活動に重点を（法テラス大槌）

すべての人と司法を結ぶ架け橋として、身近で・利用しやすい・役に立つ法テラスを目指します。今年3月10日にオープンして間もないため「法テラス」の名称を覚えていただくよう広報活動を重点に行っています。

■自治体職員の声

法的支援活動をより効率的に行うためには、地元自治体との連携も欠かせません。復興に向けたパートナーである自治体が法テラスに何を期待しているのか、東松島市生活復興支援センター・センター長（兼東松島市社会福祉協議会常務理事）の阿部英一様にお話を伺いました。

●被災者サポートは有機的な連携から

東日本大震災から一年が経過しました。昨年、10月から被災者の自立支援の一環として、仮設住宅や在宅被災者の安全確認、日常の生活課題に対する総合的相談役を我が東松島市社会福祉協議会が市から委託を受けて活動しています。震災直後は、津波にのまれ、ずぶ濡れ状態で我が施設に搬送されたご老人の方々の一時福祉避難所の運営をはじめ、東松島市の一日も早い復旧・復興を願って全国から5万人を超えるボランティアの活動を支援するための災害ボランティアセンターの運営も手掛けてきました。何もかも初めての経験でありました。全国から応援に駆けつけたNPOや社協職員など、初めて会う人ばかりでしたが、善意に満ちたたくましい行動力などボランティアの真髓に触れ、感動を深くしたことは今でも忘れられません。

東松島市では昨年12月、復興まちづくり計画が

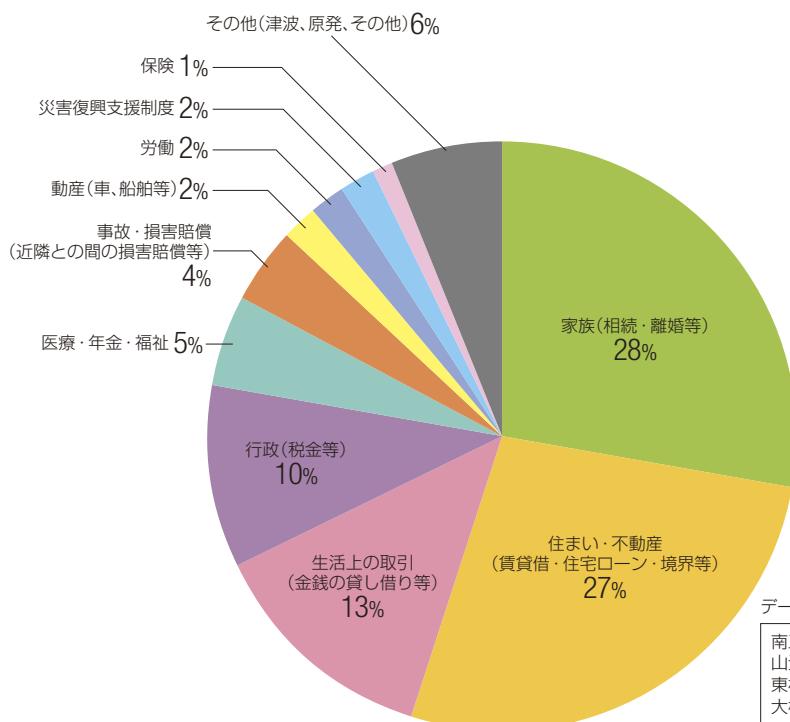
策定され、この春からは至る所で復興の槌音が聞こえ始めると思います。被災者の中には、やむなく、住み慣れた土地を離れ、新たな土地で自宅再建を目指す方や災害住宅に移られる方など、様々な課題を抱えています。私もサポートセンターでは、これまでの被災住宅の泥だしや生活物資の供給などの応急的な支援から、被災者の力を引き出す支援、「心の自立」に向けた支援にギアチェンジしました。被災者の健康問題や住環境の問題、そして、最近では住宅移転に関する専門分野の相談が目に見えて増大しています。二重ローン、再建資金の資金繰りなどの金銭問題や買い上げされる不動産の相続などの権利に関する問題など、到底サポートでは対応しきれないものばかりです。幸い、この2月、我がサポートセンター近くに、「法テラス東松島」がオープンし、時宜を得たものと感じ強く思っており大いに期待しています。「心の自立」支援は始まったばかりです。各専門部署と有機的な連携の絆を太く持ちたいと思っています。

■被災地出張所での相談内容

これまでの生活が一変してしまった被災地の方々。悲しんでいたり体調不十分な状態でも、現実の問題は待ってくれません。では、被災者が抱える問題とは具体的にどのようなものなのでしょう。法テラスに寄せられた相談内容をグラフに示しました。

データによると、「家族（相続・離婚等）」「住まい・不動産（賃貸借・住宅ローン・境界等）」に関する相談が半数以上を占めています。未曾有の大災害から復興へ向かう今、法テラスの無料相談は、困窮している被災者の力になっていると言えるのではないのでしょうか。

■相談内容内訳



東松島市生活復興支援センター センター長（兼東松島市社会福祉協議会常務理事）阿部英一様

データは以下の期間を対象とした速報値です。

南三陸	（2011年10月2日開所記念相談会～2012年3月30日）
山元	（2011年12月1日開所記念相談会～2012年3月30日）
東松島	（2012年2月5日開所記念相談会～2012年3月30日）
大槌	（2012年3月10日開所記念相談会～2012年3月30日）



■情報提供5年間の歩み

法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談機関・団体などに関する情報を提供しています（情報提供業務）。法テラス・サポートダイヤル（0570・078374 おなやみなし）ではオペレーターが、また全国の法テラス地方事務所では専門の職員が、これらの情報をご紹介します。また、法テラス・ホームページでも、よくある質問とその答えや、相談窓口を検索することができますし、専用フォームによるメールでのお問い合わせも24時間受け付けています。

業務開始以降の法テラス・サポートダイヤルへの問い合わせ累計件数は、平成21年2月に100万件を達成し、地方事務所の問い合わせ件数を加えると、平成23年度末では260万件を超えています。

寄せられた問い合わせに対しては、民事法律扶助による無料法律相談のほか、弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会などの専門家団体や、地方公共団体などの各種相談窓口をご案内しています。

平成23年11月からは、東日本大震災被災者の支援に特化したフリーダイヤルの電話窓口として、震災法テラスダイヤル（0120・0783309 おなやみレスキュー）を設置しました。被災者が直面する様々な問題について、解決の道案内を行っています。

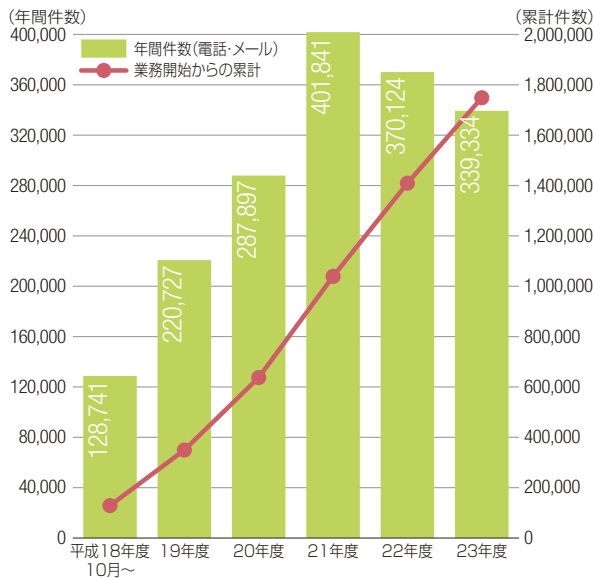
法テラス草創の足跡③

260万件*を超えた 問い合わせ件数

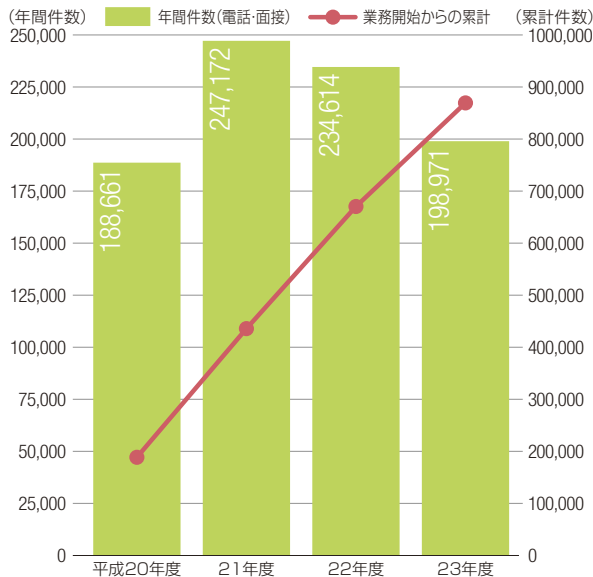
*地方事務所の平成19年度以前の件数は含まない。

2011年10月に業務開始から5周年を迎えた法テラス。シリーズ「法テラス草創の足跡」第3回目は、これまでの情報提供5年間の歩みと、かつて司法制度改革推進本部事務局次長を務められていた大野恒太郎氏（現・仙台高等検察庁検事長）の寄稿文を掲載します。

■サポートダイヤルに寄せられたお問い合わせ件数

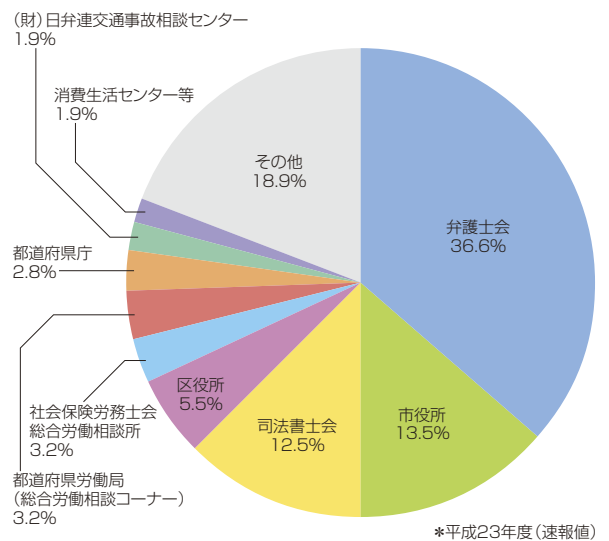


■地方事務所に寄せられたお問い合わせ件数



*なお、平成19年度以前は地方事務所で使用していた情報提供システムが異なっており、正確な集計比較が難しいので、地方事務所についての統計は平成20年度から掲載している

■サポートダイヤルで紹介した相談窓口 （法テラス地方事務所を除く）



司法 の 風景

3

新しい時代の 刑事司法と 法テラス



仙台高等検察庁検事長
大野恒太郎氏

法廷の壇上で真剣に耳を傾ける裁判官と裁判員、裁判員が「見て聞いて分かる」よう熱のこもった主張や立証を繰り広げる検察官と弁護人。日本の刑事裁判は、大きく様変わりし、新しい時代の到来を感じさせる。そうした裁判員裁判においても国選弁護人の活躍が目覚ましい。

現在国選弁護人の確保は法テラスによって行われている。従来国選弁護制度は裁判所がその予算で運営しており、起訴後の弁護に限られていた。そ

は違和感を持つ向きもなかった。しかし、健全な刑事司法を実現していく上で訴追側と弁護側がそれぞれ適切にその役割を果たせる体制を整備すべきことは当然であり、誰が得をするとか損をするという性質の問題ではない。その一方で、法務省が法テラスを所管することで弁護権が侵害されるおそれを懸念する意見もあった。もとより法務省の側にそのような意図は毛頭なく、制度上も個別の弁護活動の独立性は担保されている。そして、今日まで問題となるような事例は全く生じていない。むしろ現実的な不安は、弁護体制が裁判員裁判やその導入と同時に大幅に拡大される起訴前の国選弁護に対応でき

るのかという点にあった。けれども、これも法テラス及び弁護士会の尽力や法曹増員の効果により杞憂に終わった。

裁判員裁判で最高裁において無罪が確定した最初の事件も法テラスのスタッフ弁護士が担当されたと聞く。検察にとってはまことに手強い相手方の出現であるが、互いに切磋琢磨することによって、新しい時代にふさわしい刑事司法を作り上げていくことを期待したい。

それが、弁護士会による当番弁護士運動等を受け、司法制度改革において国選弁護を起訴前にも拡大することとなり、私も司法制度改革推進本部事務局次長としてその立法作業に関与した。国選弁護を支える体制の在り方については様々な案があったが、最終的には、総合法律支援法により法律扶助や情報提供等とともに国選弁護人の確保を担う運営主体として法テラスが設立されたのである。

国費で強力な弁護体制を構築することに対して



広報誌「ほうてらす」創刊号(平成19年3月1日)



「法テラスの日」に街頭で広報グッズを配布する職員(平成19年4月10日)

被災者支援
新事業開始

震災特例法成立

平成24年3月23日、

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（震災特例法）が成立し、4月1日施行されました。

法テラスはこの法律に基づき、施行日から3年間にわたり

「東日本大震災法律援助事業」を新たな事業として実施します。

■ 資力に関係なく被災者が利用可能

東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日に自宅や営業所（自営業者の場合）などがあった方は、弁護士・司法書士などによる法律相談を無料でご利用いただけます。

■ 東日本大震災特有の法的手続にも対応

震災を原因とした法的問題について、裁判手続だけではなく、ADRなどについても、弁護士・司法書士などが代理人として解決したり、手続書類を作成したりします。

借金
(二重ローン等)

家族の問題
(相続等)

不動産
(土地の境界等)

生活保護申請
却下への
不服申立て

原発被害の
賠償請求

例えば、こんなときにも利用いただけます！

● 東京電力(株)の「請求書」の作成や交渉を依頼したいとき

● 「原子力損害賠償紛争解決センター」への和解仲介手続の申立てを依頼したいとき

■ 弁護士・司法書士費用の負担に配慮

弁護士・司法書士などの費用は、まず法テラスが無利子で立て替え、裁判の判決が出るなどすべての手続を終えた後に、一括償還いただくか、月々5千〜1万円ずつ返済いただきます。

● 「東日本大震災法律援助事業」と「民事法律扶助業務」の比較

	東日本大震災法律援助事業(新たな事業)	民事法律扶助業務(従来の事業)
利用者の条件	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村(東京都を除く)に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方(資力制限はありません)	収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下である方
無料法律相談の対象	刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて
弁護士・司法書士による「代理」の対象	(震災に起因する事件の以下の手続) ・ 民事／家事／行政に関する裁判所の手続 ・ ADR機関の手続 ・ 行政不服審査などの行政に対する不服申立て手続 ・ 各種示談交渉(東京電力(株)に対する請求書提出等)	原則として、民事／家事／行政に関する裁判所の手続
弁護士・司法書士による「書類作成」の対象	(震災に起因する事件の以下の手続) ・ 訴状等の民事裁判上の書類 ・ ADR手続上の書類 ・ 行政不服手続上の書類 ・ 東京電力(株)に対する請求書 等	訴状等の民事裁判上の書類
弁護士・司法書士費用の返済	事件進行中は猶予 事件の終了時から、月々5千〜1万円ずつ返済	原則として事件の開始時から、月々5千〜1万円ずつ返済

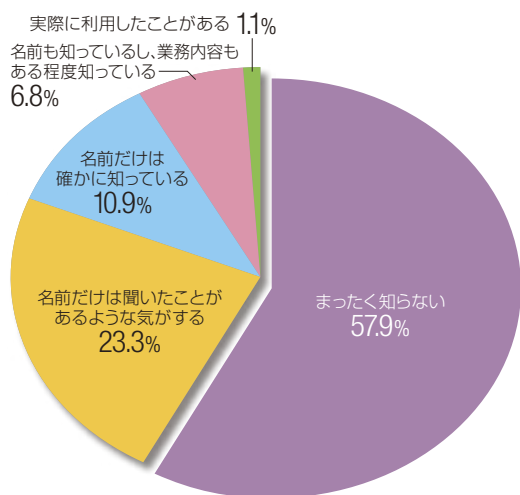
被災者のための
新しい法律サービスが始まります！

法テラス
認知度調査

法テラスでは、毎年全国の成年男女を対象とした「認知度調査」を行っています。
2011年12月の5回目調査では、認知度が4割を超える結果となりました。

法テラスの認知度は、前回の調査(2011年1月)と比較すると3.4ポイント上昇し、42.1%の方が何らかの形で法テラスを「知っている」と回答。また、1.1%の方は実際に法テラスを「利用したことがある」と回答しています。

さらに、「法的トラブルに直面した場合の相談先は？」という質問に対して、最も多いのは「弁護士や司法書士」であり、法テラスと回答した方は1.5%に留まっています。しかし、「法的トラブルに直面した場合、何が最も心配か？」という質問に対しては、「金銭面」と回答した方が一番多く、法的トラブルの解決には多額の費用がかかるという根深いイメージがあると思われます。このイメージを払拭し司法へのアクセスを拡充するには、法テラスの存在と業務内容を、より多くの方に知っていただくことが必要です。



どこに相談するか	弁護士や司法書士	29.7%
	警察	19.5%
	役所などの行政窓口	15.2%
	家族や知人	16.6%
	インターネットで相談先を調べる	0.5%
	インターネットで解決方法を調べる	0.5%
	法テラス	1.5%
心配なこと	最適な相談先が思い当たらない	2.5%
	弁護士や司法書士を知らない	0.4%
	金銭面	32.9%
	法律に関する知識が少ないこと	4.3%
	特に心配することはない	16.3%

【調査対象者】20歳以上の男女(法律関係職に従事する者を除く)

認知度4割を超えた法テラス!

event

イベント報告

法教育
シンポジウム

平成23年度法教育シンポジウムが、法テラス、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、各地の弁護士会などの共催、地元の教育委員会、日本司法書士会連合会、各地の司法書士会などの後援で、香川(2月11日)山梨(2月19日)福井(3月3日)の3会場で開催されました。

各会場で基調講演をしていただいたのは、法教育分野の第一線で活躍されている福井大学准教授・橋本康弘氏。橋本氏は、新学習指導要領の趣旨と法教育や、法教育の4つの特徴などについて講演されました。4つの特徴とは、「法や司法の基礎となっている価値・原則を理解する」「法的な思考方法を身につける」「暗記型ではなく思考型である」「そして「裁判員制度を見据え法的な参加を促す」とのことです。

また、各会場では「法教育の普及に向けた」パネルディスカッションを開催、香川会場には北澤豪氏(サッカー元日本代表・財団法人日本サッカー協会特任理事)、山梨会場には増田明美氏(スポーツジャーナリスト・大阪芸術大学教授)、そして福井会場には安藤和津氏(エッセイスト・法教育推進協議会委員)がパネリストとして参加しました。各氏ともこれまでの経験をもとに、法教育に対する思いや考えをそれぞれ述べられました。

各会場とも、教育界や法曹界だけでなく一般の方々の参加も多くあり、今後の「法教育の普及と発展」に向け、大変意義のあるシンポジウムとなりました。



香川会場(かがわ国際会議場)の様子



山梨会場(山梨英和大学講堂)の様子



福井会場(福井商工会議所)の様子

法教育の一層の普及と発展を目指して

スタッフ弁護士からの メッセージ

12

法テラス香川法律事務所

久保田 仁

現在全国各地の法テラスでは、
約210名の弁護士が
スタッフ弁護士（常勤弁護士）として活躍しています。
今回は、法テラス香川法律事務所の
久保田 仁 弁護士のメッセージを紹介します。

■福祉関係の方々とネットワーク作り

法テラス香川法律事務所は、平成18年10月、香川県高松市に開設されました。私は平成21年1月から、養成中スタッフ弁護士として香川県に赴任し、1年間の養成期間後、そのままスタッフ弁護士として勤務。現在は弁護士4名とともに業務に臨んでいます。

私たちは、誰もが必要な法的サービスの提供が受けられる社会の実現を第一に目指していますが、本当に必要な方々が弁護士などの専門家にたどり着くことは、非常にハードルが高いものです。さらに、障害を持つ方や資力の乏しい方の場合は、そのハードルはより高くなります。

こうした人たちに最初に気付くことができるのは、福祉の方々です。そこで法テラス香川では、県や市の福祉関係の方たちと勉強会をするなど、ネットワークを作り、連携関係を築いています。最近では福祉部門の方から相談を持ちかけられることもあれば、我々の方から助力をお願いすることもあります。

しかし、これでもやはり零れ落ちている人は多いのではないかと思います。

法的サービスが必要とする人が自ら法的

■法教育の充実を

サービスにたどり着くことができるための手法を考えなければならないと思います。

そのためには、広告により法テラスを知ってもらうだけでなく、法教育などへの取り組みを充実させることが重要なのではないかと思います。皆が、法的な思考の基礎を身に付けていけば、そもそもトラブルに巻き込まれる確率は低くなるでしょうし、トラブルに巻き込まれたとしても専門家の所に相談に行くなどの正しい対処ができるようになるからです。こうしたことから、法テラス香川および香川県弁護士



法テラス香川のスタッフ。後列右から2番目が筆者の久保田弁護士

士会は、法教育分野に特に力を入れていきます。

法教育とは、「法律の条文を勉強するものではなく、法的なものへの考え方を身につけるための教育」だと言われています。子どもたちが今後社会に出ていくにあたり、トラブルに巻き込まれたり犯罪の被害にあわないためには、最低限の法的な教育がなされることが必要です。そのため、法教育の土壌を作ること、法テラスの理念にとって欠くことのできない目標です。

法テラス香川では、中学校への出張授業を行ったり、スタッフ弁護士を高校生模擬裁判選手権へ派遣するなどの支援を行っています。

中学校への出張授業では、あらかじめ用意した社会的問題の事例をもとにその解決策を討論するというもので、参加した生徒の皆さんは活発な意見を述べていました。

高校生模擬裁判選手権は、高校生が弁護士・検察側に分かれて刑事事件の模擬裁判を行うイベントで、本年度で第6回を迎えます。高校生が、それぞれの立場から争点を見つけ出し、自由な発想と創意工夫で自分たちの主張を表現する場として、非常に有意義なものであると言えます。彼らが将来どのような道に進むにせよ、出張授業や模擬裁判選手権での経験を活かして、夢に向かって頑張ってくれればうれしい限りです。

誰もが必要な法的サービスを受けられるよう、
その環境づくりに取り組んでいます。

ほ法、なるほど。

前回に続き裁判員裁判の話です。

先ごろ最高裁第一小法廷が重要な判決を言い渡しました。成田空港に到着した国際線旅客の手荷物から菓子缶に隠した覚醒剤約一キロが見つかり、荷物の持ち主が起訴された事件です。被告人は、菓子缶は友人宛てに託されたもので覚醒剤を隠してあるとは知らなかったと訴えました。よくある手口の覚醒剤密輸と容疑者・被告人の弁解で、特異な事件ではありません。

ところが裁判は初めて尽くしでした。まず一番は裁判員裁判で初の全面無罪で、検察の控訴も裁判員制度下の第一号でした。裁判官だけで審理する控訴審は裁判員裁判の無罪判決を初めて覆し、有罪に逆転します。そして最高裁は高裁判決を破棄して二審判決に対する検察の控訴を棄却。裁判員裁判による無罪判決が最高裁で確定する初めての例になりました。

検察が控訴した理由は、手荷物検査で摘発した同じような密輸事件で今回と同程度の証拠で有罪判決を得てきたからです。裁判員裁判の判決が、これまでの刑事裁判の常識を崩すものと検察は考えたわけでしょう。控訴審で逆転有罪になった事実、検察の常識が独り善がりではないことを物語ります。

最高裁は、しかし、従来の通り相場から外れるかみえる裁判員裁判の判断を支持しました。

判決理由で最高裁は、慎重な言い回しですが、控訴審は裁判員裁判の判断をできるだけ尊重すべきだとの指

刑事だって法テラスを



法テラス理事
安岡崇志

針を示しました。刑事裁判官出身の白木勇判事は個別意見でそこを鮮明にし「裁判員裁判においては、ある程度の幅を持った事実認定、量刑が許容されるべきことになるのであり、そのことの了解なしには裁判員制度は成り立たない」と書いています。

裁判員制度と一緒に司法制度改革の中で生まれた法テラスは、裁判員制度を支える組織の一つです。国選弁護人制度の運営や犯罪被害者支援の役割があり、一般市民を相手にした情報提供や法教育の業務も裁判員制度に関係します。ちなみに法テラスのホームページを開き「刑事手続」でサイト内検索をかけると千百件余りが、「裁判員」では約五百五十件が現れます。

法テラスは市民を司法に近づける橋渡し・道案内役です。司法というとき、当然、民事・刑事の別は問いません。このことを、全国の地方自治体など法テラスが連携協力をお願いする機関の担当者の方々に、ひいては法テラス利用者である市民にもっと知っていただけるようにしたい。裁判員裁判尊重の最高裁判決をみて、あらためてそう思いました。

法テラスは、期待される役割をより良く果たすため、運営理念を定めています。この理念の下、役員は職務に取り組んでおります。

法テラス運営理念

使命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

- 一、私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
- 一、私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
- 一、私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組めます。
- 一、私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
- 一、私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

設立記念日

4月10日は法テラスの日

2012年4月10日で、法テラスは設立から6年を迎えました。設立記念日であるこの日を毎年「法テラスの日」としていますが、この日の前後、全国各地で無料法律相談会や講演会、街頭広報活動などの様々なイベントが開催されました。

その中の1つとして、東京巣鴨とげめき地蔵(高岩寺)のご協力で実施した無料法律相談会と街頭広報活動の様子をご紹介します。当日は、天候にも恵まれ、多くの方々がお参りに来られたお陰か、用意した2,500個のティッシュも順調に配布することができました。中には法テラスの活動を熱心に聞く姿も見られ、「こない制度があるならもっと早く知りたかった」とのお言葉をいただくなど、温かい雰囲気の下での広報活動となりました。

また法テラスのスタッフ弁護士が午後2時から4時まで無料法律相談会を実施し、多くの方にご利用いただきました。

巣鴨とげめき地蔵での
街頭広報活動の様子



●平日 9:00~21:00 ●土曜日 9:00~17:00

■法テラス・サポートダイヤル



お な や み な し
0570-078374

IP電話・PHSからは03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



な く こ と な い よ
0570-079714

IP電話・PHSからは03-6745-5601

■震災 法テラスダイヤル



お な や み レ ス キ ュー
0120-078309

震災関連専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

■ウェブ検索

法テラス

検索

メールマガジン配信中

法テラスのタイムリーな情報はメルマガ「ほうてらすPlus」で。パソコン版と携帯版、登録は無料です。

登録はホームページから ▶ <http://www.houterasu.or.jp>

法 テ ラ ス ク イ ズ

Q1 離婚時に財産分与として年金を分割できる制度には2種類あります。「合意分割制度」ともうひとつは何でしょう?

- | | |
|-----------|-----------|
| 1: 3号分割制度 | 3: 平等分割制度 |
| 2: 裁判分割制度 | 4: 任意分割制度 |

Q2 年金分割の請求手続きは、原則として離婚した日の翌日から、どれだけ過ぎると請求できなくなるのでしょうか?

- 1: 6ヶ月 2: 1年 3: 2年 4: 3年

分かりましたか?

正解及び解説は法テラスのホームページまたは携帯サイトで!!



●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務部広報室
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
Eメール: koe@houterasu.or.jp

【編集後記】法テラス東松島開所式での香山リカさんの講演を、私も現地で聞かせていただきましたが、「支援者も支援の過程で被災者の体験を共感し、傷ついている」という言葉が印象的でした。法テラスも支援機関の1つですが、その活動は様々な関係機関によって支えられ、被災地支援においてもそれは変わりません。多くの関係機関と緊密な連携を心がけ、つながりを大切にしながら、これからも被災者支援に取組み続けます。(N.N)



日本司法支援センター

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとしたココロに光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(さんさんと日が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという意味を込めています。